

(公 印 省 略)

生 福 第 1 3 1 5 号  
平 成 2 9 年 1 1 月 2 4 日

指定医療機関 各位

大分市福祉事務所長  
奈良 英治

### 医療扶助の実施における留意点について（通知）

生活保護法による医療扶助の実施につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。医療扶助について、従来から、医療機関や生活保護受給者からの問い合わせの多い事項について下記の留意点を確認いただきますようお願いいたします。

#### 1. 患者に負担を求められない「実費徴収」について

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成17年9月1日保医発第0901002号）により、下記のとおり示されていますので、あらためてご確認くださいようお願いいたします。

##### 【実費徴収の考え方について】

療養の給付と直接関係ないサービス等は実費徴収が認められる。

療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないものは実費徴収が認められない。

また、具体的な例について、裏面（平成16年度に大分県保護監査室（現 大分県地域福祉推進室）より、県内の指定医療機関あてに送付した文書）に記載されていますので、併せて内容の確認をお願いします。

#### 2. 治験や特別の療養環境（差額ベッド）等の保険外併用療養費について

生活保護法による医療扶助においては、長期入院選定療養を除く保険外併用療養費（治験や特別の療養環境（差額ベッド）等に係るもの）の支給は認められていません。（特記事項欄に「薬治」「器治」の記載のあるレセプト請求は認められていません。）

なお、治験については、製薬会社等が入院、手術、処置等の保険診療部分や治験期間以外の前後の観察期間を含めて、治験に係る費用を全額負担するような場合には、生活保護受給者の治験の参加は可能です。このような場合において、生活保護受給者が治験に参加するようなケースが発生した場合には、福祉事務所において謝礼の有無等を確認させていただく必要がありますので、事前に連絡をいただきますようご協力お願いいたします。

大分市福祉事務所 生活福祉課  
医療担当班 佐野・梶原  
電話 097（537）5621（班直通）

（裏面あり）

平成16年度の当時の文書ですが、下記の取扱いに変更点はありません。

「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成17年9月1日保医発第0901002号)(平成28年6月24日最終改正)と併せて確認をお願いします。

生活保護法指定医療機関 殿

### 「実費徴収」の誤りについて

保険医療機関等において、患者に負担を求めることが出来ない「実費」を誤って徴収している事例が多く、苦情が続いています。

厚生労働省からの通知が、「医科点数表の解釈」にも記載されておりますので、再度ご留意をお願いします。

保険医療機関であれば、保険と保険外(実費負担)を用いる「混合診療」は特定療養費を除き認められない。

ただし、治療や看護とは直接関係のない日常生活上必要なサービス等は一部認められる。

#### 患者に請求できない「実費」を徴収し遡って返還となった事例

##### ○入院料等にかかるもの

入浴料、抗菌シート及びその他のシート類、褥瘡防止マット、清拭用タオル類、冷暖房代、雑費管理費(患者が使用していないテレビ・冷蔵庫・洗濯料金等を一律で請求した例)、本人の希望選択ではない差額ベッド料(個室しか空いていない・病状上などでは不可)

##### ○指導管理料・処置料・手術料等その他にかかるもの

翼状針、特殊針、酸素カニューレ、ウロガード、蓄尿袋、延長チューブ、エタノール消毒剤、カテーテル類、ゴム手袋、ガーゼ、絆創膏類、シルキーボアドレッシング、手術用使い捨てシート、使い捨て手術着、オブサイト、ビタミン注射、エンシュア・リキッド(内服薬)、保険外検査及び手術、T字帯、腹帯、紙おむつ及び尿取パット(手術・処置にかかる短期間のもの)等々

以上は、平成16年度に入り、大分県保護監査指導室にて対応した一部の事例です。診療報酬(レセプト)で請求出来ない保険医療材料や消耗品費、回数制限や使用制限のあるものを患者に求めることは出来ません。また、訪問看護指示(介護保険含む)をしている処置にかかる消耗品については、当該医療機関が提供することとなります。